

ネットが便利 申告・納税 e-Tax



マイナンバーカードで



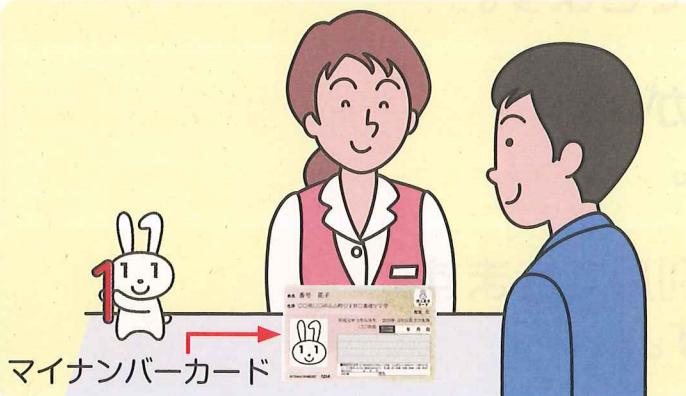
e-Tax イータックス

※ご利用のパソコンが e-Tax の推奨環境を満たしているかを、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。

1 マイナンバーカードとICカードリーダライタを用意

住民票のある市区町村に交付申請し、マイナンバーカードを取得

マイナンバーカードに対応した ICカードリーダライタを用意



※マイナンバーカードの交付に関するご質問については、住民票のある市区町村窓口へお問合せください。



※家電販売店などで購入することができます。
※マイナンバーカードに対応した IC カードリーダライタは、地方公共団体情報システム機構が運営する「公的個人認証サービスポータルサイト」でご確認ください。

2 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

① e-Taxの開始届出書を提出し、利用者識別番号を取得

※既に利用者識別番号を取得されている方は、開始届出書の提出は不要です。

- 氏名、住所などの基本情報を入力し、オンラインで開始届出書を提出すると、利用者識別番号が即時に発行されます。

② マイナンバーカードの電子証明書をe-Taxに登録

- IC カードリーダライタを使用して、マイナンバーカードの電子証明書を e-Tax に登録します。
※住民基本台帳カードの電子証明書を e-Tax に登録している方が新たにマイナンバーカードを取得された場合も、マイナンバーカードの電子証明書の再登録が必要です。

③ 申告書等データを作成、送信

- 所得税、消費税の確定申告書及び贈与税の申告書などを画面の案内に従って、作成します。
- IC カードリーダライタを使用して、作成した申告書等データにマイナンバーカードの電子証明書を付与し、申告書等データを e-Tax に送信します。

※申告書等データを送信した後、受信通知がメッセージボックスに格納されますので、格納された情報をご確認ください。

※住民基本台帳カードで e-Tax を利用されている方へ

住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間内であれば、新たにマイナンバーカードの交付を受けるまで、引き続き e-Tax でご利用いただけます。

e-Tax のメリット

- 1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告、申請・届出及び納税など各種手続をすることができます。
- 2 所得税申告書の添付書類(源泉徴収票や医療費の領収書など)は内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。
- 3 「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自動計算機能などにより正確に所得税確定申告書などを作成することができます。
- 4 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- 5 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。
- 6 確定申告期間中は、24時間ご利用できます。
(メンテナンス時間を除きます。)

e-Tax の利用可能時間



▶月曜日～金曜日 8時30分～24時 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合や、時期により延長する場合があります。e-Taxのご利用に当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e-Taxの利用開始の手続、「e-Taxソフト」、「確定申告書等作成コーナー」及びそのパソコン操作に関するお問合せに電話で対応する専用窓口です。パソコンなどを起動してお問合せになる画面を表示させてからお電話ください。

なお、申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄りの税務署へお問合せください。

ナビダイヤル
(全国一律市内通話料金) **0570-01-5901**

▶月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

● 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

利用開始の手続、e-Taxの推奨環境、「e-Taxソフト」の操作方法及びよくある質問(Q & A)など、e-Taxに関する最新の情報をお知らせしています。

www.e-tax.nta.go.jp

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。